

ちば興銀お預りサービスご利用規定

1. (お預りサービスご利用等)

ちば興銀お預りサービス(以下「本サービス」といいます)は、次の各号の取引(以下「お預り取引」といいます。)の手續を当行に依頼する場合に利用することができます。なお、この利用は、予約お取扱いの場合は当行取引店の営業時間中(午前9時から午後3時まで)当日お取扱いの場合には(午前9時から午前11時まで)に限ります。

- (1) 本人名義の預金入金、出金(定期預金・通知預金取引を除きます)
- (2) 本人名義による振込
- (3) 本人名義による税金、公共料金、その他の諸料金の払込み(納付期限切れ等で当行が取扱いできないものを除きます)

上記、お預り取引に際し、現金のお預り、お引き出しはできません。また、お預りできる小切手は取引店発行の本人振出の小切手に限ります。

2. (利用方法)

- (1) 前条のお預り取引を当行に依頼する場合は、次の各号の物件(以下「封入物件」といいます)を当行所定のお預りサービス専用袋(以下「専用袋」)に入れ、窓口にお渡しください。

- イ. お預り取引に必要な振込依頼書、その他の書類、帳票
- ロ. お預り取引に必要な証券類または預金払戻請求書および通帳。なお、振込資金、諸手数料につき別途契約がある場合は、この限りではありません。
- ハ. 当行所定のお預りサービス明細票(以下「明細票」といいます)

- (2) 前項の「専用袋」の使用区分は次によります。

- イ. お預り日当日の処理を指定する封入物件は、「当日お取扱いの専用袋」に入れて下さい。
- ロ. お預り日の翌営業日以降の処理を指定する封入物件は、「予約お取扱いの専用袋」に入れて下さい。

3. (当行の事務処理等)

- (1) 当行が窓口でお預りする際は「専用袋」の袋数単位で受領し、営業時間中に当行所定の手續により確認し、指定された日に処理致します。

- (2) この取扱いに当たり、封入物件と前項(1)ハで規定する明細票の記載内容が相違する場合、当行では処理できない場合があります。また、当行はご依頼のお預り取引について、次の各号の方法により処理いたします。この方法で処理したことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

- イ. 封入物件に形式不備または記載相違等の不備があった場合には、当行から連絡のうえ再依頼内容に基づき処理いたします。ただし、再依頼内容が処理可能な場合に限りです。
- ロ. 振込または払込みに必要な資金の総額と、振込資金または払込資金等に充当するための証券類または預金払戻請求書に記載の金額とが相違している場合には、当行から連絡のうえ再依頼内容に基づき処理いたします。
- ハ. 入金、振込または払込みの処理時点で、入金、振込または払込みに必要な資金の

総額が、当該資金引落口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超える場合には、当行から連絡のうえ再依頼内容に基づき処理いたします。

(3) 当行は窓口でお預りする際には、いつでも専用袋の持参者とお預りサービスご利用本人との関係を確認することができます。

4. (専用袋等の返却)

専用袋ならびに預金通帳、領収書等は、当行の処理終了後、「お預り証」と引換えに、ご指定日以降に返却いたしますので、遅滞なく処理結果を確認してください。

5. (損害の負担等)

本サービスの利用に当たり、災害・事変その他不可抗力による損害、「お預り証」の紛失による損害、その他当行の責によらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、本サービスを第1項に規定する取引以外の取引に利用し、その結果、損害が生じても、当行は責任を負いません。

6. (解約等)

本契約は、本人または当行の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、解約に関しては、当行が貸与した「専用袋」を直ちに当行へ返却してください。

7. (譲渡・転貸等の禁止)

本サービスの利用権は、譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、「専用袋」についても同様とします。

8. (規定の準用)

この規定に定めない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

9. (規定の変更等)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)